

**令和6年6月からの制度改正に伴う介護老人保健施設、介護医療院
における訪問リハビリテーションのみなし指定の見直しについて**

(鹿児島県介護保険室 R6.5.27)

1 令和6年6月1日以降、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可時の取扱い

令和6年6月1日以降に、新規の介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可時の取扱いについては、開設許可時に訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなされます(以下「施設みなし」という)。

2 既に介護老人保健施設及び介護医療院が指定を受けている訪問リハビリテーション事業所について

既に指定を受けている訪問リハビリテーション事業所については、当該事業所の有効期限の満了日の翌日からみなし指定を受けたものとされます。

よって、既に指定を受けている訪問リハビリテーション事業所のうち、令和6年6月1日以降に有効期限が到来する事業所については、更新申請が不要です。

3 2の場合の事業所番号及び事業所名について

既に指定を受けている、本体施設が介護老人保健施設又は介護医療院指定の、訪問リハビリテーション事業所については、原則として、有効期間が到来した翌日から本体施設の事業所番号名及び事業所名となります。

(ただし、既存の事業所名は有効期限到来後も、通称として利用することは可)

※ 介護老人保健施設〇〇に所在する指定訪問リハビリテーション事業所△△の場合(指定有効期限が令和6年6月30日)

	有効期限到来前(～R6.6.30)	有効期限到来後(R6.7.1～) 【みなし指定】
事業所番号	4670000000	4650000000
事業所名	訪問リハビリテーション事業所△△	介護老人保健施設〇〇

※ 有効期限到来時に、介護報酬を請求する場合、事業所はみなし指定後の体制届を提出する必要があります。

4 みなし指定を受けた訪問リハビリテーション事業所及び通所リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和について

本体施設が介護老人保健施設又は介護医療院である場合は、当該本体施設の医師の配置基準を満たすことにより、医師の配置基準を満たしているものとみなすことができます。

5 令和6年6月以降に既存の介護老人保健施設又は介護医療院が新たに施設内に訪問リハビリテーション事業所を開設する際に必要な手続きについて

新規指定申請は必要ありませんが、介護老人保健施設又は介護医療院の施設内に、当該事業所の専用区画を確保するため、開設許可事項変更申請により、変更許可を取る必要があります。

また、介護報酬を算定するため、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」及び「体制等状況一覧表」等の提出が必要になります。